

川崎市人権オンブズパーソンの勤務日等に関する要綱

平成14年3月29日決裁
13川オ事第392号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市人権オンブズパーソン条例（平成13年川崎市条例第19号）第1条に規定する川崎市人権オンブズパーソン（以下「人権オンブズパーソン」という。）の勤務日等について、必要な事項を定めるものとする。

(勤務日)

第2条 人権オンブズパーソンの勤務日は、原則として、週3日とし、勤務日の割り振りについては、別に定める。なお、業務の必要に応じて、適宜、変更できるものとする。

(公務災害等の補償)

第3条 人権オンブズパーソンの公務災害等の補償については、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）の定めるところによる。

(その他必要な事項)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。